

小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻入学試験委員会規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 大学院商学研究科現代商学専攻に、博士前期課程及び博士後期課程の入学者選抜に関する事項を審議するため入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 入学者選抜の方法及び実施に関する事項
- (2) 学力検査等の合否判定資料に関する事項
- (3) その他入学試験に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専攻長
- (2) 博士前期課程の各コース会議から選出された者 5名(うち国際商学コースから2名)及びアカデミック・トレーニング等担当教員会議から選出された者 1名
- (3) 前号に規定する委員に博士後期課程専任教員が含まれない場合に限り、当該専任教員から専攻長が指名する者 1名

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号に規定する委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第2号及び第3号に規定する委員のうちからこれを互選する。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務課が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、第3条第2号及び第3号に規定する最初の委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、3名の委員は平成17年3月31日までとし、他の2名の委員は平成18年3月31日までとする。

3 小樽商科大学大学院入学試験委員会規程（平成5年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月20日から施行する。

2 この規程施行後、この規程第3条第2号の規定により新たに国際商学コースから選出される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。